

広島県選挙管理委員会告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、一五七
広島市東区	三二、四九四
広島市南区	三七、五〇四
広島市西区	四九、八二七
広島市安佐南区	六〇、三四〇
広島市安佐北区	四一、二七一
広島市安芸区	二一、一三〇
広島市佐伯区	三六、五七三
呉市	六六、八二〇
竹原市豊田郡	一〇、四二三
三原市世羅郡	三二、四一四
尾道市	四〇、六八九
福山市	一二五、九七一
府中市神石郡	一五、〇〇八
三次市	一五、五六四
庄原市	一一、一七六
大竹市	七、九五五
東広島市	四七、四九五
廿日市市	三三、〇〇一
安芸高田市	八、七二七
江田島市	七、六六四
安芸郡	三一、五六四
山県郡	七、五三七